

提出 順番	No. 2	平成 26 年 8 月 27 日 (午前)・午後 11 時 10 分
----------	----------	---------------------------------------

平成 26 年 8 月 27 日

幕別町議会議長 古 川 稔 様

幕別町議会議員 増 田 武 夫



一般質問通告書

次のとおり通告します。

質 問 事 項	質 問 の 要 旨
異常気象や地震などの災害に備えて、防災対策に抜かりない対応を	各地で相次いで発生している土砂災害は、改めて災害に対する備えの重要なことを思い知らせた。 2001 年に施行された土砂災害防止法では、「土石流」や「地滑り」などの恐れがあり、住民や家屋に被害が生じかねない地区を、都道府県が「土砂災害警戒区域」に指定し、指定された市町村は、災害の起きる範囲を予測したハザードマップを作り住民の避難体制を整えることを求めている。 本町は 52 カ所（幕別地域 49 カ所、忠類地域 3 カ所）の危険個所があるとされており、そのうち 6 カ所が警戒区域・特別警戒区域に指定されている。 道の資料によると、幕別町は、土砂、地震、洪水の 3 つのハザードマップを作成済みであるとされているが、現在町のホームページで公表されているのは、洪水ハザードマップのみである。 今回の礼文町土砂災害では、道が礼文町に対して再三避難勧告発令の検討を促したにもかかわらず、当局が避難勧告を発令したのが土砂崩れ発生から 4 時間余り経過してだったことが指摘された。災害対応のマニュアルがなかったともいわれている。 こうした災害の教訓を生かして、町民の生命や財産を守るための抜かりのない防災対策をとることが求められる。 したがって、つぎの点について伺いたい。

1. 52 カ所の土砂災害危険個所のうち、6 カ所が警戒区域・特別警戒区域の指定となっているが、他はどうなっているのか。
2. 土砂災害防止法ではハザードマップの作成を求めているがどうか。
3. 作成済みとされる土砂、地震のハザードマップがあるとすれば、町民と情報を共有すべきではないか。
4. 町のホームページでは、防災情報は一番目につくところにおいて、町民が簡単に情報を得られるようにすべきだ。
5. H26 年に防災計画が修正されたが、豪雨時の「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」などの避難誘導マニュアルは整備されているか。それに基づく訓練はどうか。
6. 帯広市は、災害時の対策や防災マップを一冊にまとめた「わが家の防災チェック」を改定して全戸配布したと聞く。本町も新しい情報を町民に提供し、一人一人が防災の担い手になるようにすべきと思うがどうか。
7. 自主防災組織の現状はどうか。組織化は進んでいるか。

以上